

『家族社会学研究』査読ガイドライン

(2021年12月2日改訂)

1. 根拠規定

- 1) 編集委員会は、「日本家族社会学会会則(2021年9月4日改正)」、第4章 組織及び運営、第21条にもとづき活動する。
- 2) 編集委員会は、「『家族社会学研究』編集規程(2021年9月12日制定)」、「投稿規程(2021年9月12日改訂)」および「査読ガイドライン」(本紙)にしたがって、投稿原稿の「査読者」を選任し、その審査結果にもとづき、掲載の採否を決定する。
- 3) 上記規程等にもとづき、編集委員会は、会員のなかから専門委員を委嘱し、理事会に報告する。専門委員の任期は編集委員会と同じく3年間であり、編集委員会から査読依頼があったときは、査読者として投稿論文(研究ノートを含む。)の審査を行う。

2. 査読の趣旨

- 1) 査読制度とは、投稿原稿に関する評価を客観的に行い、機関誌『家族社会学研究』の研究水準を維持し、向上させるために設けられている制度である。そこでは、投稿者、複数の査読者ともに匿名性を確保することにより、客観性と公平性を担保する。
- 2) 査読者は、真摯で、誠実で、かつ必要に応じて教育的見地に立つことに努める必要がある。
- 3) 査読者は、査読に当たり、自己の専門領域・研究法などの専門性を活かしつつ審査を行うとともに、機関誌『家族社会学研究』の執筆要項などのルールを熟知し、研究水準を把握しておく必要がある。
- 4) 査読者は、以上を踏まえて、投稿原稿の内容面に特化した審査を担当する。基本的な形式面の審査は編集委員会および編集委員会事務局が担当する。

3. 査読手順

3-1. 査読の流れ

1) 投稿受付の判断

編集委員会は、投稿規程に示された基準にしたがい、投稿原稿(および投稿規程に従い添付された関連論文等)を確認し、投稿受付の可否を判断する。

2) 第1次査読(査読期間:約3週間)

受け付けられた論文・研究ノートは、2名の専門委員(場合により臨時専門委員を含む。以下、臨時専門委員を含め「査読者」とする。)により査読審査を受ける。

編集委員会はその査読結果をもとに審議し、次の査読段階(原稿修正および第2次査読)に進むかどうかを決定する。

【送付物】(電子ファイル)

- ①投稿論文査読のお願い
- ②投稿論文
- ③審査用紙1(「判定」「評価のポイント」「投稿者に対するコメント」)

- ④審査用紙1別紙
- ⑤審査用紙2(「倫理的問題に関する査読項目」)
- ⑥編集委員会への補足意見
- ⑦『家族社会学研究』査読ガイドライン(本紙)

3) 第2次査読(査読期間:約3週間)

第1次査読を通過して修正・再提出された原稿に対して、第2次査読が行われる。編集委員会はその結果をもとに審議し、掲載の採否を決定する。

【送付物】(電子ファイル)

- ①投稿論文再査読のお願い
- ②修正後の論文
- ③修正前の論文
- ④修正についての投稿者よりのコメント
- ⑤第1次査読結果(査読者2名の審査用紙。ただし、査読者名と「判定」A~D・Xはマスキングされる。)
- ⑥第1次査読結果とともに投稿者に送られた編集委員会コメント(無い場合もある。)
- ⑦審査用紙(「判定」「査読コメント」)

4) 注意点

①投稿受付の判断について

査読者は、編集委員会による「投稿受付」の判断に対し、疑義があれば指摘することができる。

②原稿の種類について

原稿の種類(論文・研究ノート)は、投稿者が最初に指定したものを前提とし、査読過程中的変更は、投稿者・査読者いずれによるものも認めない。

③具体的な査読の時期について

本誌『家族社会学研究』の編集委員会は東西2つの委員会の独立編集体制を取っており、1つの号について、投稿締切り後8ヶ月間で審査をすべて完了して刊行する。それにしたがって、1本の投稿論文の査読は、限られた期間に最多で2回行われる。

各巻第1号……第1次査読:9月~10月、第2次査読:11月~12月

各巻第2号……第1次査読:3月~4月、第2次査読:6月~7月

3-2. 匿名性の確保

投稿者および査読者は、それぞれお互いに匿名とする。論文の記述等から、執筆者が特定できる場合があっても、当該論文に関する注意や助言などを執筆者当人や関係者(指導教授など)に直接伝えることは絶対にしてはならず、執筆者に伝えたいことはすべて、編集委員会宛ての書類の中に書きこまねばならない。

投稿者の匿名性を維持するために、編集委員会は、論文の一部にマスキングを行うことがある。

3-3. 審査および書き直しの期間

審査期間は、原則として第1回目、第2回目とも3週間、書き直しの期間は、原則として4週間とする。

4. 審査基準と結果の決定

4-1. 第1次査読

1) 審査基準

第1次査読の判定と評価の目安は、以下のとおりである。

| 判定結果 | 審査基準 | 備考 |
|------|------------------------------------|--|
| A | このまま掲載可 | 投稿論文等の全体が、投稿されたままで掲載に値すると判断される（誤字・脱字等の微修正を要求するだけのものもこれに含まれる）。 |
| B | 修正すれば掲載の可能性がある (修正に要する期間は2週間程度) | 投稿論文等の一部に修正が必要と判断される箇所があるが、要求される修正は軽微であると判断される。 |
| C | 大幅な修正をすれば掲載の可能性がある(修正に要する期間は4週間) | 投稿論文等の一部にかなりの修正が必要と判断される箇所があり、その修正のありようが掲載の可否に大きく影響すると判断される。 |
| D | 掲載不可(修正に要する期間は4週間を超えると判断される) | 投稿論文等の一部もしくは全体がかなりの問題を持ち、修正を求めるまでも無く水準に達していないと判断される場合、あるいはその修正を求めても当該号への掲載は極めて難しいほどの相当の再考や労力と時間を要すると判断される。 |
| X | 題材・内容が『家族社会学研究』への掲載にはなじまない | 題材・内容が他の専門学会領域のものであると判断される。 |

2) 「評価のポイント」

審査は、以下の諸項目について行われる。各項目につき、必ず一つの評価が与えられ、「評価のポイント」の内容は、判定結果と整合的でなければならない。

| 評価項目 | 内容 |
|------------|---|
| 1 タイトルの適切さ | <ul style="list-style-type: none">論文のタイトルは、研究目的、研究内容と適合しているか。研究の特色を適切に簡潔に表現しているか。表題が主題と副題で構成されている場合は、その関係やバランスは取れているか。 |
| 2 課題設定の妥当性 | <ul style="list-style-type: none">先行研究のレビューの上に設定された課題設定が、問題の背景や文脈の捉え方の上で研究の意義・価値を十分に表現するものであるかどうか。 |
| 3 結論の明確さ | <ul style="list-style-type: none">収集された資料、データ等の分析から結果の導き方が |

| | |
|-------------------------------------|---|
| | 適切であり、明確であるか。 |
| 4 先行研究のレビュー | <ul style="list-style-type: none"> 研究主題に関して先行研究が的確かつ簡潔にレビューされているか。踏まえるべきものが踏まえているか、その読み方は適切か、またレビューの分量は適切か。 |
| 5 資料の適切さ | <ul style="list-style-type: none"> 研究目的、課題設定に対して、使用されている資料、データ、調査方法等は適切か。また、適切な結果を導き出すために相応しい資料であるか。 |
| 6 分析方法の適切さ | <ul style="list-style-type: none"> 採用されている分析方法が、研究目的を明らかにするために相応しい方法であるか。また、その研究方法自体が、最新の水準を踏まえたものであるかどうかを判断する。 |
| 7 論理性 | <ul style="list-style-type: none"> 論文の展開は論理的に一貫しているか。特に無理な論理展開・散漫な論理展開となっていないか。 |
| 8 独創性 | <ul style="list-style-type: none"> 先行研究レビューの上に設定された課題設定、分析結果から導き出された考察が先行研究との対比によって、新たな結論を提示し得ているか。 |
| 9 参考文献の参照の適切さ | <ul style="list-style-type: none"> 研究目的、課題に関する主要な参考文献を参照しているか、最新の文献にも目を通してしているか。 |
| 10 用語や表現の適正さ・統一性 | <ul style="list-style-type: none"> 研究が先行研究を踏まえるものである場合は、使用される概念・用語も定説・通説として存在するものであるかどうか。 新たな概念・用語を生成する目的を持つ論文である場合は、そこで使用されるものがデータ等を踏まえた適切なものであるかどうか。 |
| 11 図表の枚数および提示方法 | <ul style="list-style-type: none"> 論文で使用されている図表が適切であるかどうか。 使用されている図表に関しては必ず本文で説明する必要がある。説明と図表に整合性があるかどうかを判断する。 |
| 12 要約（英文・和文）の適切さ | <ul style="list-style-type: none"> 要約は和文要約と英文要約からなる。和文要約については、本文の内容を適切かつ簡潔に述べられているか。その際、目的・方法・結果等がよく分かるような記述になっているかどうか。 英文要約は、和文要約の的確な英訳になっているか。英文要約については投稿者の責任において事前にネイティブチェックを入れることになっているが、査読者の目でもチェックを入れる。 |
| 13 執筆要項との適合性 | <ul style="list-style-type: none"> 機関誌執筆要項などのルールによる記述が適切か。特に引用文献リストの文献表記及び並べ方がルールに則っているか。 |
| 14 研究倫理上の問題（詳細は、「倫理的問題に関する査読項目」を使用） | <ul style="list-style-type: none"> 研究は研究目的や先行研究との関係で、また研究対象との関係で倫理的問題が生じる。特に、先行研究への言及の仕方、データ収集の方法において、名誉毀損問題、プライバシー問題、個人情報保護問題等の恐れがないかどうか。例えば、データの匿名性、合意を得る手続きと合意の有無等々である。 |

「評価のポイント」の評価基準とその内容は、以下のとおりである。

| 評価基準 | 内容 |
|------|--|
| 大変良い | 投稿者の記述が水準以上であると判断される。 |
| まあ良い | 特段の問題が無く、投稿者の記述でよいと判断される。 |
| 問題あり | 何らかの不整合なり不適切な記述が見られ、あるいは不明瞭さ、論理的破綻が見られ、適切とは言い難い。 |
| 非該当 | 投稿された論文等の性質により、その評価項目が点検・判断の対象とならない（例えば、調査を行っていない研究であれば調査関係の項目は非該当になる）ことを意味する。 |

3) 「投稿者に対するコメント」

「判定」「評価のポイント」の評価を背景に、査読者のコメントを投稿者に伝えるものである。コメントの分量は、おおよそA4用紙1枚程度とする。A～D・Xのいずれの評価であっても、コメントを書く。コメントを記述する際の留意点は以下のとおりである。

- a) 投稿者の論文の意図をどのように理解したか。
- b) 論文で評価される点は何か、問題点は何か。
- c) 審査用紙1の「評価のポイント」各項目との対応関係で、その項目を「問題あり」と評価した点に関する「理由・根拠」は何か。
- d) 修正を求める場合は、何をどのように具体的に修正すべきか。
- e) 誤字・脱字の類もコメント用紙で指摘する（あまりに多い場合は、その旨を指摘するにとどめることも可能である）。
- f) 投稿者に対するコメント用紙は投稿者と査読者の見解の論争の場ではない。投稿論文が明確な論理性、合理性をもって新知見を主張しえているかどうかを判断する。

4-2. 第2次査読

1) 審査基準

第2次査読の判定と評価の目安は、以下のとおりである。

| 判定結果 | 審査基準 |
|------|---|
| 掲載可 | 第1次査読で要求された修正指示をクリアし、掲載に値する水準に達すると判断される（原則として、 <u>誤字・脱字等の微修正を要求するだけで、記述上の修正を求めない水準とする</u> ）。また、すでに『家族社会学研究』誌上にて掲載されている同分野の論文の質よりも下回らない、ということを目安とする。 |
| 掲載不可 | 第1次査読で要求された修正指示に対する <u>確に</u> 対応できていない、一部にかなりの修正が必要と判断される箇所が残り、 <u>微修正だけでは掲載に値する水準に達しないと判断される</u> 。 |

2) 「査読者コメント」

判定の根拠を「第1次査読コメント」に対し投稿者がどう対応したかという判断に基づいて、査読者のコメントを投稿者に伝えるものである。特に「不可」の場合は、その理由について簡潔に要点を書く。

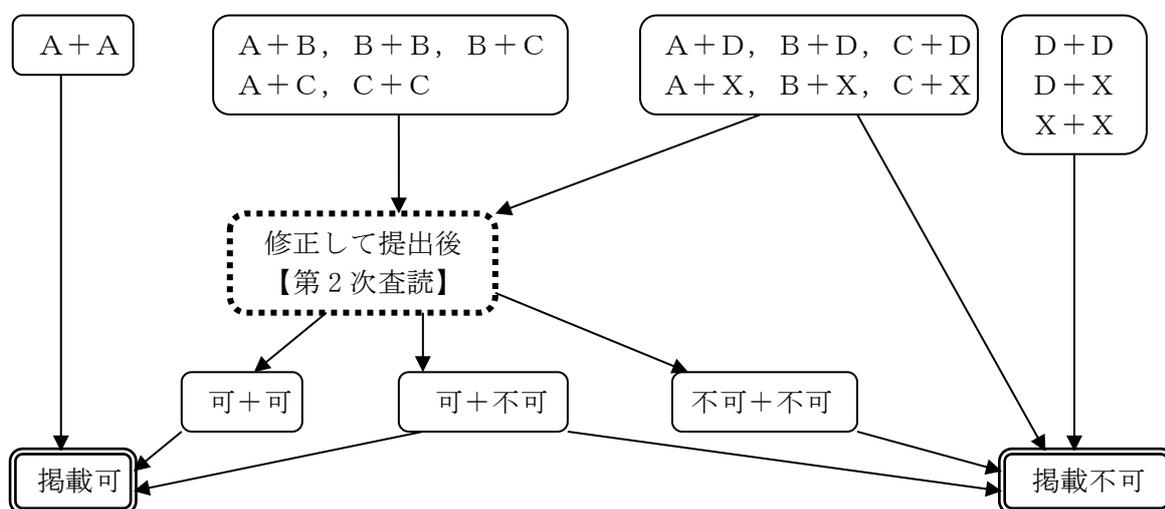
- a) 査読者の修正の求めに対して、適切に対応した内容であったかどうか。
- b) 論文で評価される点は何か、問題点は何か。
- c) 修正を求める場合は、何をどのように修正すべきかを具体的・明確に述べる。
- d) 誤字・脱字の類もコメント欄で指摘する。

4-3. 査読結果の決定

以上の2名の査読者の判定による査読の流れを下に図示する。ただし、これはあくまで原則であり、全ての投稿原稿について査読者の判定をもとに編集委員会で個々に審議し、決定する。

したがって、2名の専門委員の判定が大きく分かれたときには、編集委員会の厳正な審議の結果に従う。また、一方の専門委員が第1次査読や第2次査読で、掲載可（あるいは不可）の判定を下したとしても、もう一方の専門委員の判定との関係によって、編集委員会の判断によって審査が進行される場合がある。

【第1次査読】



編集・査読等に関するご意見等がありましたら、
第1次査読時に送付される「編集委員会への補足意見」をご利用ください。
あるいは、随時、正副編集委員長にご意見をいただいても結構です。
皆様のご意見をもとに、編集体制を改善していきたいと考えています。

個々の論文の査読手順等に関する具体的お問い合わせは、
編集委員会事務局宛にお願いいたします。

jsfs-ed@bunken.co.jp

*なお、この「査読ガイドライン」の変更は、理事会の議を経ることを要する。